

## 赤磐市地域見守りネットワーク事業「あかいわ見守りネット」 協力事業者募集要領

### 1 趣旨

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを構築するため、企業、事業者等の協力をいただきながら、地域の高齢者などを見守り、異変又はその恐れがある場合、速やかに把握し必要な支援を行うため、地域見守りネットワーク事業を実施します。

### 2 見守り対象者

市内在住の高齢者及びその他見守りを必要とする方。

### 3 募集する対象事業者

市内に本店又は支店、営業所等事業活動の拠点を置く企業及び事業者、もしくは市内において事業活動を展開する企業及び事業者で、この事業の趣旨に賛同していただける事業者。

### 4 協力事業者の活動

- (1) 事業の趣旨を従業員に周知し、見守り活動が円滑に行われる体制を整える。
- (2) 日常業務の範囲内において、見守り活動に努める。
- (3) 対象者の日常生活において、何らかの異変や心身状況の変化を察知した際は、その状況を速やかに市へ連絡する。
- (4) 上記に関わらず、緊急事態と判断した場合は、この要領によらず、警察署、消防署等に通報することができる。

### 5 見守り活動（参考例）

- (1) 郵便物や新聞が溜まっている。
- (2) ごみが散乱している。
- (3) 長期間洗濯物が干しっぱなしになっている。
- (4) 電話等、長期にわたり連絡が取れない。
- (5) 同じことを何度も言う。消費者被害が疑われる等、対応に異変を感じたとき。
- (6) 室内に在宅しているのが明らかであるが、応答がない場合。など

### 6 市の業務

- (1) 事業を運用するための体制整備及び普及啓発
- (2) 協力事業者及び関係機関等との連絡調整
- (3) 協力事業者の登録及び、市の広報紙・ホームページ等による公表

- (4) 協力事業者からの連絡に対する調査、確認、対応
- (5) その他事業の実施に関して必要な業務

## 7 協力事業者の申し込み方法

- (1) 事業に賛同していただける事業者は、「赤磐市地域見守りネットワーク事業協力申出書」を市へ提出してください。
- (2) 市は、申し込みのあった事業者を確認し、「赤磐市地域見守りネットワーク事業に関する協定書」により協定を締結するとともに、協力事業者として登録します。
- (3) 市は登録した協力事業者を、市の広報紙・ホームページ等で公開します。

## 8 免責

見守り活動は、協力事業者の良心に基づく社会貢献活動であることから、無償ボランティアとし、連絡の有無により対象者に不利益が生じた場合も、責任は負いません。

## 9 募集時期

協力事業者の募集は隨時行います。

## 10 禁止事項

協力事業者は、見守り活動を販売促進等への目的に使用してはいけません。  
また、この活動を通じて、宗教活動、政治活動、その他公序良俗に反する活動を行ってはいけません。

## 11 協力事業者の解除

協力事業者が「赤磐市地域見守りネットワーク事業解除届」により登録の解除を届出した場合又は、上記の禁止事項に反する行為があった場合などに、登録を解除します。

## 12 個人情報の保護

協力事業者は、事業の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を第三者へ提供したり、この事業以外の目的に使用しないでください。  
また、協定の解除またはその他の理由により、事業を終了した後も同様とします。

協力事業者にはステッカーを交付します



見守りネット赤磐  
mimamori net akaiwacity